

灘みしなの居場所・生活支援活動事業

令和8年度

助成金申請団体 募集

募集期間 令和7年11月4日（火）～令和7年12月19日（金）

助成期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

地域団体などが実施する「居場所づくり・生活支援活動」の取り組みに対して助成を行い、将来自立して活動できるよう応援します。

子どもから高齢者、障がい者、既存のサービスでは解決が難しい問題でお困りの方など、みんなが住み慣れた灘のまちで安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現を推進することが目的です。

この助成金については個人や団体から送られた大切な寄付金を原資としています。

令和7年度の助成金を活用した活動の様子



本格コーヒーの喫茶



お抹茶の喫茶



ヨガを取り入れたストレッチ

～令和8年度 灘みんなの居場所・生活支援活動事業募集概要～

助成対象団体について

灘区内の地域団体、灘区内を主な活動の拠点とする福祉増進を目的として活動する団体（以下、団体等）とします。なお、団体運営に従事するスタッフの人員は3名とします。

対象団体の例) 自治会、婦人会、老人会、
ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体、民生委員児童委員協議会、
社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、ボランティアグループなど

助成対象事業について

【対象となる事業】

* 灘区内の子ども、高齢者、障がい者、その他支援を必要とする者の福祉増進を目的とした「居場所づくり」「生活支援活動」事業

- ① 「居場所づくり」とは、地域の集会所等を活用し団体等が定期的（月1回以上）に実施する事業
- ② 「生活支援活動」とは、地域住民の生活課題解決に向けた支援活動で「家事援助」「安否確認」「外出支援」「配食サービス」等の福祉活動事業
- ③ その他、本会会長が先駆的かつ公益的で、助成対象と認める事業

尚、同一事業について、他団体からの助成を受けている事業は対象外とします。

*新規と拡充が該当します。

原則として、参加希望者は誰でも参加可能であること。

また事業立ち上げ時に、本会事務局職員が伴奏支援に入り居場所事業や生活支援活動の効果的な実施を図ることを要件とします。

助成対象の基準額

*事業運営の助成額は年間10万円を上限とします。

*「居場所づくり」は新規立ち上げ・もしくは内容拡充にかかる経費として、10万円を上限に助成。

事業運営助成の10万円との併給も可能とします。

助成事業の実施期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

ただし、複数年にわたり助成を継続することで効果や成果が発揮される事業については、3年を限度に複数年事業として助成を受けることができます。

応募方法 募集期間：令和7年11月4日（火）～令和7年12月19日（金）

事前にご相談の上、助成申請書に必要書類を添付し、応募してください。

本募集は、令和8年度の助成金交付決定の準備行為であり、本事業における助成金の交付決定は令和8年度予算の承認が本会理事会および評議員会でなされることを条件としています。

応募・問い合わせ先 社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 灘区社会福祉協議会

〒657-8570 神戸市灘区桜口町4-2-1灘区役所6階

電話078-843-7001（区役所代表）内線412 FAX078-843-7077

mail:contact@nadaku-shakyo.org HP:<https://nadaku-shakyo.org/>